

災害時の医療活動についての協定書

災害時において、沼田市地域防災計画、白沢村地域防災計画、利根村地域防災計画、片品村地域防災計画、川場村地域防災計画、月夜野町地域防災計画、水上町地域防災計画、新治村地域防災計画、昭和村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき沼田市、白沢村、利根村、片品村、川場村、月夜野町、水上町、新治村、昭和村、（以下「甲」という。）が実施する医療救護の万全を期するため、甲と社団法人沼田利根医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、防災計画に基づき甲が行う医療救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は直ちに医師・看護婦等からなる救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるとまのなない場合には、乙は救護班を派遣した後、すみやかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、前条の規定による活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の義務）

第4条 第2条第1項の規定に基づく救護班の義務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療

（2）医療機関への収容

（3）死亡の確認及び検案

（4）その他

（救護班の通行）

第5条 甲は、活動が円滑に実施できるよう、救護班の通行につき、必要な措置を講ずるものとする。

（指揮命令等）

第6条 甲は、救護班に係る指揮命令及び活動の連絡調整を乙の長を通じて行う。

（医療材料品等）

第7条 救護班の活動に要する医療材料品等については、原則として乙が調

達するものとし、乙又はその会員の手持ちのものを使用するものとする。
(救護所の設置)

第 8 条 甲は、災害の態様により必要に応じて避難所及び被災地周辺の活動が可能な場所に救護所を設置する。

(収容医療機関の選定)

第 9 条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費等)

第 10 条 第 8 条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

3 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第 11 条 甲の要請に基づき、乙が活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(3) 救護班の医師等が活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(細目)

第 12 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 13 条 この協定に定めていない事項について又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第 14 条 この協定の期間は、平成 12 年 8 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の終結を証するため、協定書 10 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 12 年 8 月 1 日

甲 群馬県沼田市西倉内町 780 番地

沼田市長

群馬県利根郡白沢村大字高平 1 番地

白沢村長

群馬県利根郡利根村大字追貝 37 番地

利根村長

群馬県利根郡片品村大字鎌田 3967 番地 3

片品村長

群馬県利根郡川場村大字谷地 2390 番地 2

川場村長

群馬県利根郡月夜野町大字後閑 318 番地

月夜野町長

群馬県利根郡水上町大字湯原 64 番地

水上町長

群馬県利根郡新治村大字布施 365 番地

新治村長

群馬県利根郡昭和村大字糸井 388 番地

昭和村長

乙 群馬県沼田市高橋場町 2219 番地

社団法人沼田利根医師会

会長

沼田利根医師会医療救護計画

(社)沼田利根医師会は、「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、災害、その他の集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故(航空機事故、列車事故等)に備えて、救護活動を円滑に実行し、指揮系統の明確化するため、「沼田利根医師会災害医療救護計画」を整備する。

〔目的〕

第1条 利根沼田地域で災害時、沼田利根医師会及び医療機関は、被災地の医療救護活動に協力する。

〔派遣要請〕

第2条 「災害発生時の医療活動の協定」に基づき、沼田利根市町村長(以下「首長」という。)から要請があった場合、沼田利根医師会長(以下「会長」という。)は、医療救護班を派遣する。

2 首長からの要請がない場合でも、消防本部、医師会員からの要請、あるいは緊急事態に基づく会長の独自判断により、医療救護班を派遣する。

3 特別な事態により、会長からの司令が得られない場合は、医師会理事の判断で医療救護班を派遣する。

〔医療機関の登録〕

第3条 各医療機関は、病院長または施設長の承認を得て、あらかじめ医療救護班に登録する。

2 会長は、医療機関の派遣順位をリストアップしておき、迅速に対応できるようにしておく。

〔医療機関への出勤要請〕

第4条 医療救護班の派遣要請があった場合、会長はあらかじめ順位付けしている医療機関に、被災地への派遣要請を行う。

2 初期出勤は、病院群で編成される医療救護班が出動する

3 次期出勤は、診療所群による医療救護班が出動する

4 事故の規模により、隣接地区、さらには全域が順次出動する。その場合の出勤指示は、沼田利根医師会副会長、先発班の班長または現地対策本部によるが、指示がなくても入手した情報に基づき、必要に応じて未出動班の班長が独自に判断し行動をおこすこと。

5 自らの医療救護班では対応できない場合は、群馬県医師会並びに近隣地区医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。応援班は、現地対策本部長の指揮のもとに活動する。

〔関係機関との協力〕

第5条 沼田利根医師会は、本事業の円滑な遂行のため、医師会および関係行政機関と密接な関係を保つ。